

私は大阪在住ですが、問い合わせの内容が、郵政公社本社のコンプライアンス部門での返答を要求する物の為、「東京」宛てに送信しております。ご返信は、メール、FAX 06-6347-1602、電話 06-6347-1601 の何れでも結構です。  
530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-1400 大阪駅前第三ビル14F 1号  
ジャパン・スタンプ商会 綱 道治

標記郵便約款改正により、本年7月1日より、広告郵便物等の料金支払いに際し、料金別納での差し出し・支払いの際の手段から「郵便切手」での納付が除かれます。しかるに、郵便法・万国郵便条約等を精査したところ、この約款改正は郵便法32条

(H17. 11. 7 法121=以下同じ)に反する恐れが有り正当性を欠くと思しますので7月1日の施行日を待たずに廃止すべく、ご検討願いたく存じます。

議論の要点は、郵便法32条の解釈に収斂します。郵便に関する料金は、この法律若しくはこの法律に基づく総務省令又は郵便約款に別段の定めのある場合を除いて、郵便切手でこれを前納しなければならない。

ここでのポイントは、郵便切手の位置づけです。法2条、法5条、法33条で、郵政公社が事業を独占し、切手を発行します。郵便サービス=役務の提供を受けるに当たっての唯一、絶対、優先の支払い手段として、郵便切手を指定しており、別段の定めは、並立又は劣後する支払い手段として、現金、カード、小切手等を指定し、特別の定めを持って、郵便切手と同等の効力を認めていると読めるのです。あまた有る支払い手段の一つとして、郵便切手が現金他と並存するとは読めません。郵便切手の効力制限の条文はありません。

郵便切手の効力の歴史的な考察をしてみます。明治4年正月の新式郵便開始の駅通司布告のなかで、「今般東海道筋新式郵便御用始相成於駅通司賃銭切手発行居シ候二付」

に始まり、5年の太政官布告、6年以降の郵便規則、16年の郵便条例、33年の旧郵便法、S23年(いずれも施行日)の新郵便法に至るまで、UPU条約も含めて、「郵便切手」は郵便サービスを受けるに当たっての「唯一の」支払い=前払い手段であることは変わってないのです。

創業時の混乱期には、別段急便=超限定者対象の急送便、別仕立=官庁等差出の急送便、金子入り書状等は、郵便物には切手を貼付せず、受取人払いや別払い、後精算等もありました。ただ、原則として、大正8年に料金別納制度が出来るまでは、全ての役務の提供に郵便切手を直接に貼付して前払いしております。別納等で支払われた場合も、長期間に渡り、切手を会計処理上抹消しておりました。

しかるに、今回の約款改正は別納での、「郵便切手」を支払い手段から明瞭に排除しておりますので、その不当性を論じます。これは、郵便約款46条にリンクします。

料金別納郵便物は、差出の際、料金を添えるものとして…有ります。ここでの料金は郵便料金を指します。補足の条項で、3 料金別納郵便物の料金はカードを使用して納付することができる。4 料金別納郵便物の料金は、これを現金で納付することができる。とあります。この規定は、特段のない場合の原則=優先が「郵便切手」の納付であり、例外=代替=劣後が、ふみカード、現金も特段の定めで認めると読めるのです。郵便法32条の精神も、「郵便切手」が唯一、絶対の支払い手段であり、その他の手段は、代替は出来ても、郵便切手の排除は想定してないと考えます。

今回の約款改正の貴社の発想は、新会社への引継ぎ債務の履行を少しでも減らしたいということかも知れませんが、郵便切手の場合は、新幹線の割引切符と異なり、利用者は公社に100の割合で前払い済みなのです。もし斯様な約款改正が法の精神を超えて可能ならば、広告・区分のみならず、全ての別納郵便、3種便、各種小包、国際郵便にまで、郵便切手の使用制限が拡大しかねません。まさに、郵便切手は、役務の提供を受けるに当たっての前払いの証紙である。但し、その効力は該当の郵便物に貼付することによってのみ発生する。まで、落とされる可能性も有るのです。郵便法、UPU条約に郵便切手の死は想定されておられません。約款は総務大臣の認可をもって発効しますが、法を超えての暴走は出来ないはずですが。

法的にも、今回の改正はコンプライアンスに反すると考えます。賢明にご検討の上、返信願います。弊社は、古い郵便切手類の売買を生業としており、「額割れ」ビジネスの金券屋ではありません。自らの商売への影響は軽微なのですが、末端の切手収集家の、額面での効力が保証されていることにより、飽きて、処分する場合でも、購入額との差額が1割で済んでいる現状が、強烈的な使用制限が掛かることにより、3~4割も損をすることにもなりかねません。切手収集・やたらと発行され、死蔵を期待する記念切手の収集動機としては、それは、長期的に見れば、新郵便会社にとり、明らかに収入的にはマイナス要因であることにお気づき願いたいのです。

メール故、論点を絞っておりますが、より詳しい資料も、意見も持っております。必要ならば、上京して意見を具申するに吝かでは有りません。ご配慮お願いいたします。

綱 道治

\*\*\*\*\*

----- Original Message -----

From: "日本郵政公社サービス相談センター" <yobo@jpym.post.japanpost.jp>

To: <japan-stamp@juno.ocn.ne.jp>

Sent: Sunday, June 17, 2007 9:06 AM

Subject: 郵便メー3037-C (H18. 12. 14) 郵便約款改正の適法性の問い合わせ

いつもご利用ありがとうございます。  
日本郵政公社サービス相談センター担当川西でございます。

ご返信が遅くなり、申し訳ございません。

鯛様のメールを拝見いたしました。

料金割引を適用する郵便物について、高額の特納料金が郵便切手で支払われた場合、安い料金を適用しているにもかかわらず、オペレーション上の大きな負担が発生している現状を是正するため、このような改正を行うものです。

なお、現に切手別納により広告郵便物等を差し出されているお客さまや郵便切手を大量に保有されているお客さまへの影響がございますので実施前の十分な期間、周知を行いますので、何とぞ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

これからも、皆様によりよくご利用いただけますよう努力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

---

日本郵政公社サービス相談センター  
日本郵政公社HP: <http://www.japanpost.jp/>  
ゆうびんHP: <http://www.post.japanpost.jp/index.html>

---

\*\*\*\*\*

再度問い合わせします。  
約款改正の意図＝動機と聞いているのでは有りません。  
それが正当か、不当かは別の問題です。実施前の周知・・・はすでに、  
迫り来る7月1日から実施され、あまつさえ、実施以前の今でさえ不当に  
HPに表示されております。現時点では切手納付が有効ですがそれを除いております。

正しい表示に改め、期日を明記しての予告にするのが正当でしょう。

6月14日の問い合わせの趣旨に則り返信願います。  
郵便メー3037-C(H18. 12. 14) 郵便約款改正の適法性をお聞きしたいのです。

① 郵便法75条の三 総務大臣の認可が必要な変更事項ですが、その手続きを経てますか。  
② 郵便約款46条・52条 料金納付に際し、約款で定める場合を除き、郵便切手で納めるとあります。この場合の「約款で定める場合」とは、3 カード・・・、4 現金という代替手段による支払いを認可する物であり、郵便切手を排除する物ではないと読めるのですが如何がでしょうか。別段の定めで、郵便切手以外の手段も特別に、追加して認めているのでは。

③ 郵便法32条 郵便に関する料金は、郵便法等に別段の定めのある場合を除いて、郵便切手で納付すること。この法の解釈をお聞きしたいのです。  
別項目ではありますが、郵便に関する料金を現金で納付できる場合は、法・約款で定められております。手元の資料では、料金別納郵便物、転送料、交換手数料、私書箱利用料等の10項目であり、料金後納による場合を除き、郵便切手で納付でき、その選択は利用者の随意であるとなっております。法32条の「別段の定め・・・」も郵政公社の解釈では、郵便切手の排除も含めて想定しており、郵便約款の定めでそれを為すことは適法であるとお考えでしょうか。現在有効の郵便法S23・1・1施行の精神には、それ以前から、創業時の布告や万国郵便連合の条約のそれも含んでいるはずなのですが。 ジャパン・スタンプ商会 鯛 道治